

東浦町次世代自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において次世代自動車の普及を促進することにより、地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの削減を積極的に支援し、及び災害時における在宅避難の対応力の向上を図るため、次世代自動車を購入する者に対し交付する東浦町次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 次世代自動車 燃料電池自動車、電気自動車（総排気量が0.05リットル以下のもの及び定格出力が0.6キロワット以下のものを除く。）又はプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 新車登録 自家用車として購入した次世代自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第8条の規定による新規登録及び法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けることをいう。
- (3) 車両本体価格 付属品、特別仕様、保険、登録等の車両以外に係る費用並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除いた車両の価格（車両の価格に値引きがある場合は、当該値引き後の価格）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、令和2年9月1日以後に新車登録をした者（国外で運行の用に供された次世代自動車を国内に輸入したことにより新車登録した者を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人であること。
- (2) 次のいずれかに該当している者であること
 - ア 新車登録の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所を有している（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記録されていることをいう。以下同じ。）こと。
 - イ 国外から転入した者にあつては、国外へ住所を移す直前に町内に住所を有し、当該住所に転入した日から通算して1年以上町内に住所を有し、及び国外から町内に転入してから引き続き町内に住所を有していること。
- (3) 次世代自動車の自動車検査証の使用者として記載されている者であること。
- (4) 町税の滞納がない者であること。
- (5) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、購入した次世代自動車の車両本体価格とし、

補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以内において予算の範囲内で町長が定める額とする。

- (1) 燃料電池自動車 1台につき 20 万円
- (2) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 1台につき 5 万円

2 申請は、同一の年度内において1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新車登録の日の属する年度の3月31日（当該新車登録の日が3月1日から同月31日までの場合にあつては、その翌年度の4月30日）までに東浦町次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 購入した次世代自動車の自動車検査証の写し
- (2) 次世代自動車の車両本体価格が確認できる書類
- (3) 申請日前1月以内に発行された住民票の写し
- (4) 第3条第2号イに該当する場合は、戸籍の附票の写し
- (5) 申請日前1月以内に発行された町税を滞納していないことが確認できる書類の写し
- (6) 誓約書（様式第2）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町税等確認同意書（様式第3。以下「同意書」という。）がある場合は、前項第3号及び第5号の添付は要しない。

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の申請があつたときは速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（様式第4）を、適当でないと認めたときは東浦町次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書（様式第5）を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第7条 前条第1項の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、東浦町次世代自動車購入費補助金交付請求書（様式第6）を町長に提出し、町長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(取得財産の処分)

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定に係る次世代自動車（以下「取得財産」という。）に係る新車登録の日から起算して4年以内に当該取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書（様式第7）を提出するものとする。

2 交付決定者は、前項の届出をしたときは、取得財産の処分をしたことにより生じ

た利益の額と、次の各号に掲げる取得財産に係る新車登録の日から処分の日における経過年数に応じ、当該各号に定める額の合計額について、交付を受けた補助金額の範囲内でその全部又は一部を町に返還するものとする。

- (1) 1年未満 補助額全額
 - (2) 1年以上2年未満 補助額に4分の3を乗じて得た額
 - (3) 2年以上3年未満 補助額に2分の1を乗じて得た額
 - (4) 3年以上4年未満 補助額に4分の1を乗じて得た額
- (交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、東浦町次世代自動車購入費補助金取消通知書(様式第8)により、交付決定者に通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金額の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内又は当該請求の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに補助金を返還するものとする。

(調査)

第11条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調査等を行うことができる。

2 交付決定者は、町長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第11条までの規定については、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。ただし、第5条及び様式第6の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。